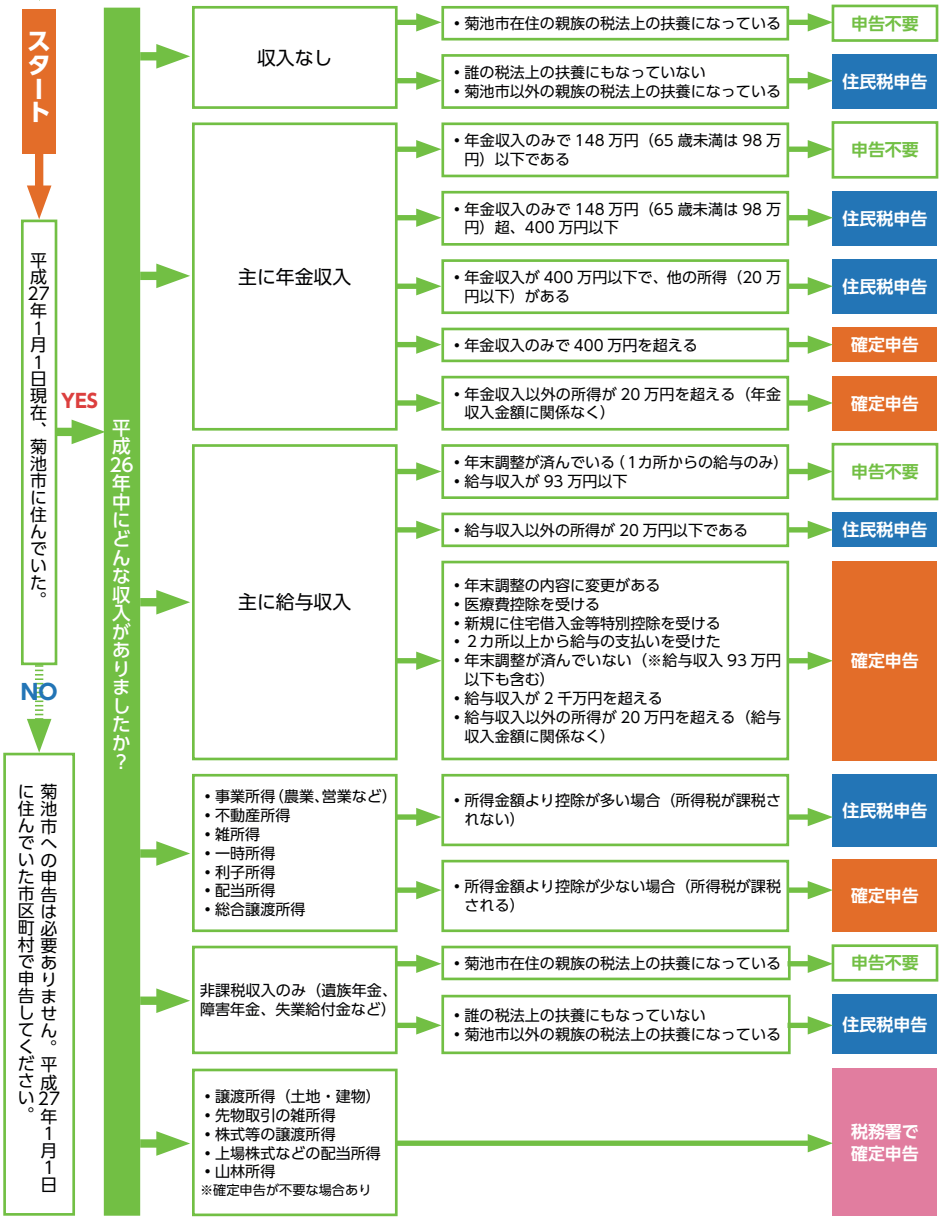


# 申告フローチャート

- ・簡易に判断する場合のフローチャートです。不明な点はお問い合わせください。
- ・年齢は平成 27 年 1 月 1 日現在です。
- ・納めすぎた所得税の還付申告を受ける場合は、下表に関わらず確定申告が必要です。
- ・住宅借入金等特別控除を受ける初年度の人は、税務署で確定申告をしてください。



# 市県民税・所得税 申告のしおり

**申告期間** 2月16日(月)～3月16日(月)(土・日を除く)

**受付時間** 午前8時40分～11時、午後1時～4時

**受付会場** 本庁税務課、七城総合支所、旭志総合支所、泗水総合支所

**問い合わせ先** 税務課市民税係 ☎0963(25)7206

**期間内の申告を忘れずに**

市県民税 (住民税) の申告は、市県民税や国民健康保険税の算出基礎になるものです。申告しなかった場合、国民健康保険税の軽減措置の適用が受けられなかったり、各種証明書などの発行ができなかったりする場合がありまので、忘れずに申告してください。

**申告が必要な人**

平成 27 年 1 月 1 日現在、菊池市内に住所がある人で前年中に次の所得があった人

- ▼ 営業、農業、不動産、配当などの所得があった人
- ▼ 給与所得者でその他の収入があった人
- ▼ 日雇い、パート、アルバイトなどの収入があった人
- ▼ 退職し、再就職していない人 (年末調整が未済で控除などの追加がある人)
- ▼ 遺族年金や障害年金などの非課税年金のみを受給していた人
- ▼ 公的年金受給者で社会保険料などの控除を受ける人やほかの収入があった人

**申告に必要なもの**

- ▼ 印かん (認印可)
- ▼ 収入 (所得) を証明できる資料
- ▼ 源泉徴収票 (給与、公的年金など)、支払証明書
- ▼ 収支内訳書 (農業や営業などの事業所得、不動産所得がある人)
- ▼ 保険料支払証明書 (生命保険、地震保険、社会保険など)
- ▼ 医療費領収書 (医療費控除を受ける人)
- ▼ 所得控除の確認のため必要な資料 (障害者手帳など) ほか申告に必要な資料

**申告しなくてもよい人**

- ▼ 世帯の主たる人が菊池市外へ単身赴任などで転出してしている家族の人
- ▼ 収入がなかった人など
- ▼ 収入が公的年金のみで所得控除の必要がない人
- ▼ 収入がなく、菊池市内に住所がある親族の扶養となっている人
- ▼ 税務署で所得税の確定申告をする人が所得が給与のみで、事業主から給与支払報告書が菊池市に提出されている人

**申告が必要かどうか  
フローチャートで確認してみよう**